

タイトル	防衛人事審議会と自衛隊員の不服申立
著者	熊本, 信夫
引用	北海学園大学法学研究, 39(3): 421-439
発行日	2003-12-30

防衛人事審議会と自衛隊員の不服申立

熊 本 信 夫

防衛人事審議会と自衛隊員の不服申立

目次	
一 問題の所在	
二 公正審査会の下での不服申立制度	
三 防衛人事審議会の組織	
四 防衛人事審議会委員の除斥と忌避	
五 防衛人事審議会の職務	
六 公正審査会と防衛人事審議会（まとめ）	

一 問題の所在

自衛隊法における不服申立制度は、平成一〇年まで公正審査会を中心とするものであった。同十一年、これが同法四九条三項の改正により、不服申立（審査請求又は異議申立て）は「審議会等（内閣府設置法（平成十一年、法律第八十九号）第五十四条に規定する機関をいう。以下同じ）で、政令で定めるものに付議しなければならない（傍点筆者、以下同じ）」（平成十一年一月、法律一六〇号）と改められた。これを受けて、従来、公正審査会の組織を定めた自衛隊法施行令六七条は、全面的に改められ、この機関を防衛人事審議会と定めた。同時に、従来の公正審査会は廃止された。これにともない公正審査会委員の任期を定めた同法六八条は削除された。

公正審査会の下での不服審査制度については、すでに「自衛隊員の不服申立制度(1)(2)(3)」で検討をしたところであるが（北海学園大学『法学論集』二七巻二号、同三号、二八巻一号）、右改正の結果、自衛隊員の不服申立制度はその性格を大きく変えた。

本稿はこのような経緯の中で公正審査会と防衛人事審議会の両制度を比較検討するものである。

二 公正審査会の下での不服申立制度

従来の、自衛隊員の不服申立制度については先に検討したとおり、(一) 類似の制度として、苦情処理の制度、および、(二) 審査請求または異議の申立てを中心とする不服申立制度がある。

前者は、「苦情の処理に関する訓令」（昭和三十七年一月一日、防衛庁訓令七六号）に基づき、「自己の受けた取扱いが不法または不当であると考える」事実上の取扱に対する、「是正その他の苦情の救済」（同令一条、二条）という事

実上の救済手続を意味する。

これに対し後者は、「自衛隊法第四十九条第一項に規定する審査請求又は異議申立ての手續並びに公正審査会の運営に関する訓令」(自衛隊法施行令(昭和二十九年六月三〇日、政令一七九号)八五条に基づき制定された)に基づき、自衛隊員の受けた「その意に反する降任、休職若しくは免職又は懲戒処分についての審査請求又は異議申立てについて」(自衛隊法四九条一項)の、法律上の救済手続を意味する。

この不服申立制度においては、審査請求がなされた場合、「裁決」が、また異議申立てがなされた場合、「決定」がなされる(自衛隊法四九条四項)。これに対し、この苦情申立てに対しては、その理由がない場合、「棄却」が、またその理由があると認められる場合、不法または不当な取扱いの「是正」、その他苦情の救済のために必要な「措置」とられる(同訓令七条)。「裁決」、「決定」が法律上の判断であるのに対し、苦情処理制度における「棄却」、「是正」は、法律上の判断ではなく事実上の措置にとどまる。

先にあげた「自衛隊員の不服申立制度(1)(2)(3)」は、この後者の不服申立制度について論じたもので、隊員が「処分の通知を受けた日の翌日から起算して六〇日以内に」(自衛隊法四九条二項)、「防衛庁長官に対し」、不服申立てをしなければならぬものとされている。旧規定はこの場合、「長官は審査請求又は異議申立てを受けた場合には、これを公正審査会に付議しなければならぬ」と定め(同条三項)、またこの「審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定」は、「公正審査会の議決に基づいてしなければならない」(同条四項)とされた。また「長官は」議決に基づいて「処分の全部又は一部を取り消し、又は変更する場合において、必要があると認めるときは、隊員がその処分によって受けた不当な結果を是正するため、その処分によって失われた給与の弁済その他の措置をとらなければならない」(同五項)ものと定められていた。この不服申立手續について、「行政不服審査法」一章一節から三節までの適用はない(同

条一項、七項)。

また、この「審査請求又は異議申立ての手續、並びに公正審査会の組織及び運営は政令で定める」(同条七項)ものとされ、これを受けて定められたのが、先にあげた「自衛隊法第四九条第一項に規定する審査請求又は異議申立ての手續並びに公正審査会の運営に関する訓令」であった。

この訓令は、その表題の示すとおり、自衛隊法四九条一項による行政不服審査法の一部不適用に対応するもので、自衛隊員の不服申立てに関する手續および公正審査会の運営に関する一般的な定めであった。

このように従来の制度は、防衛庁長官は、自衛隊員による不服申立てがある場合、公正審査会に付議し、その議決に基づき裁決または決定の処分をするものであった。

これに対し、平成十一年の、改正された自衛隊法四九条は、その三項に「長官は、第一項に規定する審査請求又は異議申立てを受けた場合には、これを審議会等(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第五十四条に規定する機関という。以下同じ)で、政令で定めるものに付議しなければならない。」と規定し、従前の「長官は、第一項に規定する審査請求又は異議申立てを受けた場合には、これを公正審査会に付議しなければならない。」とあったのを改めた(傍点筆者)。

右規定を受けて平成十一年七月一六日、内閣府設置法を公布、施行し、その五四条に、「委員会及び庁には、法律の定める所定事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。」と定め、同文の条項を国家行政組織法八条に新たに設けた¹⁾。

右の規定にいう「合議制の機関」として、自衛隊法施行令(昭和三七年、政令三九号)六七条(平成十二年、政令

三〇三号)は、「法第四九条第三項に規定する審議会等で政令が定めるものは、防衛人事審議会とする。」と明示した。これにより不服申立てに対する議決は、従来の公正審査会から防衛人事審議会によることとなった。この場合、「審査」から「審議」となった点に注意を払っておく必要がある。

そこで次に問われるのは、審議会での手続、組織、運営、審議の対象であろう。

改正前の「審査請求又は異議申立ての手続」は、その手続を執行する「公正審査会の組織及び運営」とともに「政令で定め」られる(自衛隊法四九条七項)ものとされ、これは、「自衛隊法第四九条第一項に規定する審査請求又は異議申立ての手続並びに公正審査会の運営に関する訓令(自衛隊法施行令(昭和二九年六月三〇日、政令一七九号)に基づき制定された)」を意味する。このように右訓令は公正審査会の手続、組織及び運営について具体的な定めを置いた。

これに対し、改正法は、まず自衛隊法四九条六項に、「審査請求又は異議申立ての手続は、政令で定める」と改め、同条から「組織及び運営」の語を削除した。これは同条三項に、「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第五四条に規定する機関」、すなわち防衛人事審議会に付議することと定め、これら「組織及び運営」の部分を規定することとした故であろう。

そこでまず、「手続」の部分であるが、この点は、自衛隊法施行令六五条から八五条の定めるところによることとされた。この六五条から八五条は、同法施行令第三節、不服申立について定めるもので、各条項の中心となるのは、昭和三七年九月二九日の、政令三九一号によって規定され(以下☆☆印を付したもの)、その後、平成二二年六月七日の政令三〇三号によって新しく規定または改正され(以下☆☆印を付したもの)た。

これらは、不服申立ての方式(六五条、☆☆)、不服申立の記載事項(六五条の二、☆☆)、当事者(六六条、☆☆)、長官

の付議する審議会等（六七条、☆）、削除（身分保障規定）（六八条、☆）、委員の除斥事由（六九条、昭和三六年政令二六〇号、☆、☆☆）、（なお、この除斥事由については三で後述）、委員の忌避（七〇条、☆☆）、削除（七一条及び七二条、☆☆）（なお、この削除規定については三で後述）、代理人（七三条、☆、☆☆）、補正（七四条、☆、☆☆）、弁明書の提出（七四条の二、☆、☆☆）、反論書の提出（七四条の三、☆、☆☆）、審理の方式（七五条、昭和三六年政二六〇号、☆、☆☆）、証拠書類等の提出（七五条の二、☆、☆☆）、参考人の陳述及び鑑定（七五条の三、☆、☆☆）、物件の提出要求（七五条の四、☆、☆☆）検証（七五条の五、☆、☆☆）、審査請求人又は異議申立人の審尋（七五条の六、☆、☆☆）、委員又は幹事による審理手続き（七五条の七、☆、☆☆）、処分者からの物件の提出及び閲覧（七五条の八、☆、☆☆）、審理の併合及び分離（七六条、昭和三六年、政令二六〇号、☆、☆☆）、口頭審理の終了に際し執るべき措置（七七条、昭和三六年、政令二六〇号、☆、☆☆）、不服申立ての取下げ及び処分の変更（七八条、☆）、議決（七九条、☆、☆☆）、裁決又は決定の効力発生（八一条、☆）、裁決の拘束力（八二条、☆）、再審（八三条、昭和三六年、政二六〇号、☆）、審査の費用（八四条、昭和三六年、政令二六〇号、☆、☆☆）、および委任規定（八五条、☆、☆☆）から成る。

これら各条項の小見出しを一覧してわかるように、右六五条から八五条は不服申立て手続の一般原則を定めたものにほかならない。

（一）内閣府設置法は平成一年に制定されたが、これを受けて国家行政組織法八条は、八条、八条の二、八条の三の三ヶ条に分割された。ここで問題とされるのは、新八条にいう「重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験」に基づく合議制の機関である。旧八条ではこの点が「審議会又は協議会（諮問的又は調査的なもの等、第三条に規定する委員会以外のものを云う）」であった。両規

定の相違は、新八条に「不服審査」が特に加えられたということであろう、旧八条は本来、「審議会又は協議会」を中心に行っていたのである。

三 防衛人事審議会の組織

防衛人事審議会の設置にともない「防衛人事審議会令」（平成一二年六月七日、政令二六一号）が制定された。同審議会は「委員一六人以内で組織」（同令一条）され、委員は「学識経験のある者のうちから、防衛庁長官」によつて任命される（同二条）。任命された「委員の任期は、二年」（同三条）で、「補欠の委員の任期は、前任者の残任期間」（同二条）とされ、「再任されることができ」（同条二項）るが、公正審査会の委員が常勤であったのに対し、防衛人事審議会委員の勤務形態は「非常勤」（同三項）となった。

この委員会には「会長」が置かれ、その選任は「委員の互選に」よる（同四条）が、「会長は、会務を総理し、審議会を代表し」（同条二項）、「会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」（同三項）。このように人事審議会の設置により、従前の「公正審査会」の名称が消え、通常の各種の審議会と同様な「人事審議会」が誕生した。委員は常勤から非常勤に変わり、会長の選任も通常の審議会と同じく会員相互の互選となつて会長は、「会務を総理する」者に改められた。

委員の数については、従前の公正審査会は、警察予備隊時代の五人、保守隊時代の七人に引き続き、昭和二九年の自衛隊発足後は七人であった。その後、昭和三七年の行政不服審査法の制定による不服申立制度の確立にともない、それまでの公正審査会による救済手続を具体的に定めた「公正審査手続に関する訓令」（昭和三七年、防衛庁訓令三二二号）を廃止し、新たに「自衛隊法第四九条第一項に規定する審査請求又は異議申立ての手続並びに公正審査会の運営

に関する訓令」を設け、同施行令六七条は、公正審査会が委員一人をもつて構成することを定めていた。^{〔1〕}
 その構成は、

- (1) 内部部局および附属機関に勤務する自衛官以外の隊員にある委員三人のほか、
- (2) 陸上幕僚部に勤務する陸上自衛官である委員二人、
- (3) 海上幕僚部に勤務する海上自衛官である委員二人、
- (4) 航空幕僚部に勤務する航空自衛官である委員二人、および
- (5) 防衛施設庁に勤務する自衛官以外の隊員である委員二人の計一人であつた（同施行令六七条）。

右の(1)から(5)の区分は、委員が実情に十分通じ、適正妥当な審査を行ない得るよう、被処分者の所属する勤務形態の種別、すなわち内局、陸上、海上、航空、防衛施設に応じて組織される、各部会の構成を可能とする目的に基づくものであつた。

この結果として、第一部会は陸上自衛隊関係者からの不服申立、第二部会は海上自衛隊関係者から、第三部会は航空自衛隊関係者から、第四部会は施設庁関係者から、そして第五部会に右各関係者以外の内部々局、その他附属機関々係者からの不服申立に対するものとして位置づけられた。

このようにそれぞれの部会の委員構成は、右(1)の内部々局および附属機関に勤務する自衛官以外の隊員である委員三人に加え、それぞれ第一部会に(2)の陸上、第二部会に(3)の海上、第三部会に(4)の航空、および第四部会に(5)の防衛施設関係の委員二人の合計五人の合議体を構成した。また不服申立人が(2)号から(5)号に掲げる部または庁以外に勤務する隊員である場合には、第五部会に(1)号からの委員三人に加え、(2)号から(5)号に掲げる陸上、海上、航空、防衛施設関係の委員のうち長官の指名による委員二人の合計五人による合議体が構成された（同施行令七二条）。

不利益処分を受けた隊員から防衛庁長官に対する不服申立てがあつた場合、長官はこの申立てを同審査会に付議し、同審査会はその審査手続を開始するが、その構成員である審査委員は、その職務の遂行にあたり、「何人からも指示を受けず、良心に従い、かつ法令に基いて公正に審査を行なわなければならない」（同施行令七一条一項）ものとされていた。またこの場合、「委員及び書記は、審査の評議の経過及び委員の意見について」守秘義務が定められていた（同七一条一項）。このような定めは、公正審査会の委員はすべて防衛庁長官により、隊員の中から任命されるものであるから、委員としての身分保障を定める規定（同施行令六八条）とともに、公正審査会の職務を遂行するにあたり、必要不可欠な、独立性を保障する立場に立ったものといつてよい。

この場合、右施行令六八条の定める、委員の身分保障の規定は、重要な意味を持つ。すなわち同条は「委員は、

「一 委員として職務上の義務に著しく違反し、又はその職務を著しく怠つた場合、
二 心身の故障のため、その職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、

三 休職にされた場合、

四 懲戒処分を受けた場合」

の「一に該当する場合を除き、その意に反して、委員を免ぜられることはない。」

と定める。身分保障については、国家公務員の一般法として、国家公務員法七五条、七八条があるほか、自衛隊法四二条がある。また、審査にかかわる職種に対して裁判所法四八条がある。右の施行令六八条の規定は、基本的にはこれら他の身分保障規定と趣旨を同じくするが、その中心は一号の職務上の義務違反と職務懈怠である。これは当然の規定であるが、右のように取りあげてみれば、公正審査会委員の身分保障は、これら規定で保護するほど厚いものであつたといわなければならない。しかし、この施行令六八条は、右改正により、削除され、防衛人事審議会委員に

は、この身分保障は及ばないこととなった。

もつともこの点については、委員は隊員であつて、長官の指揮下に置かれることから、その職務遂行の独立性がどこまで保障されるか、の問題がなかつたわけではない。この点から、裁判官に保障される職務遂行の独立性と身分保障が、同様に公正審査委員に保障されると考えることは困難とする見解があつた⁽³⁾。

もとより裁判官と公正審査委員とは、遂行する職務内容も、任命される過程も、役割も、置かれている身分も異なり、職務遂行の独立性もその身分保障も裁判官とは大きく異なるのは当然である。しかし、自衛隊員の身分を保障する目的で設置された公正審査会の職務遂行において、職務遂行の独立性が容易に侵害される仕組みであつたとするならば、すなわち判断をなすに際して何らかの特別な圧力が可能な仕組みであつたとするならば、そこには公正審査に対する信頼が根本からゆらぎ、それはそのまま自衛隊に対する信頼がゆらぐことを意味することとなる。このような懸念を排除する上で、この定めは、公正審査委員の職務遂行の独立性と身分保障を認める構造にあつた、重要な規定と考えるのが妥当である。

(1) 熊本信夫「自衛隊員の不服申立制度(3・完)」(『北海学園大学法学研究』二二八巻一号六七―六八頁)。

(2) 同六八―六九頁。

(3) 安田 寛『防衛法概論』(オリエント書房)一五頁。

四 防衛人事審議会委員の除斥と忌避

繰り返しになるが、従来の公正審査会の職務遂行が、「何人からも指示を受けず、良心に従い、かつ法令に基づいて

公正に審査を行わなければならない」(自衛隊法施行令七一条)とする明文の規定によって、その公正、妥当が担保されていた点は注目されるべきである。このことは、自衛隊員の、不服申立制度に対する信頼を十分に期待させるものであった。

しかし、防衛人事審議会制度の採用にともない、「公正」の文字が消え、「審査」の文字が消え、さらに公正を担保する明文の規定が同様に消え(同施行令七一条)、審査を行なう場合の合議体によるべき旨(同七一条)が消えた(七一条削除)。わずかに公正さを担保するのは、委員の「除斥理由」(同令六九条)と委員の「忌避理由」にとどまった。この点は先の稿で触れているところであるが、若干の改正があつたのでここで重ねて述べておくこととする。すなわち、委員の除斥事由は、自衛隊法施行令六九条に規定されているところで、平成一二年に一部改正(政令三〇三号)され、防衛人事審議会委員が以下の事項に該当する場合には、その事案につき職務の執行から除かれる。すなわち、

(一) は、「その事案の当事者であつた(改正前は「処分者であつた」)場合、又は職務上その事案に係る処分に関係した場合」(同条一号)、

(二) は、「当事者(改正前は「処分者若しくは請求者の」)の一方の配偶者、四親等以内の血族若しくは三親等以内の姻族である場合又はこれらの者であつた場合」(同条二号)、および、

(三) は、「その事案について、参考人として関与した場合」(同条三号)である(改正前は「証人又は鑑定人として」であつた)。

いずれも当然のことで、職務の施行から除斥されるべき性質のものである。

次に委員の忌避であるが、この点については同令七〇条の規定するところで、すなわち、

(一) 「当事者は、当該事案の審理に従事する委員が、前条(六九条)各号の一に掲げる場合に該当すると認めるとき、

又は当該委員に審査の審査の公正を妨げるような事情があると認めるときは、「防衛人事審議会に対して当該委員を忌避することを申立てることができる」（同条一項）こと、

(二) 「防衛審議会は、忌避の申立があったときは、事案の審理中であるかどうかにかかわらず、直ちにこれを審査しなければなら」ず、「この場合においては、忌避を申し立てられた委員は、当該審査に加わることができない」（同二項）こと、ならびに

(三) 「防衛人事審議会は、前項の審査の結果、その申立に正当な理由がないと認めるときは申立を却下し、その申立が正当な理由に基いたものであると認めるときは、当該事案につき、当該委員の職務の執行を停止しなければならない」（同条三項）こと、とされた。

このように現行の自衛隊法施行令は、委員の除斥事由（六九条）、委員の忌避（七〇条）を定めている。改正前と後では、除斥事由については右に括弧書で挿入したように、「処分者」を「当事者」（六九条一項）、また「処分者若しくは請求者の」を「当事者の」（同二項）、また「法人又は鑑定人」を「参考人」（同三項）と改めた。「当事者」は「処分者」より広い概念であるから幅広く除斥理由をあげたことになる。被処分者が委員になることはあり得ないが、処分者以外のかかわりある当事者も除斥理由にあげた点で若干の意味があろうか。

また「証人又は鑑定人」を「参考人」とした点で、同様に幅を広げたということとなろう。しかし除斥理由についての改正に、格別の大きな意味は特にないと思われる。

除斥理由、忌避理由に続いて旧規定では同法七一条で、先にも述べたように「委員は、何人からも指示を受けず、良心に従い、かつ、法令に基づいて公正に審査を行なわなければならない」と職務執行の独立保障、良心条項、ならびに公正審査規定があった。しかし、これが今度の防衛人事審議会制度の下ではすべて消えた。

(1) 熊本信夫「自衛隊員の不服申立制度(1)」(『北海学園法学研究』二七卷二号)二五六頁以下。

五 防衛人事審議会の職務

改正前の公正審査会の職務は、もっぱら自衛隊員の身分上の不利益処分に対する不服申立を受理する審査機関であった。それは先に制度の沿革で触れたように、自衛隊の前身である警察予備隊、保安隊時代の、「警察予備隊の公正審査に関する総理府令」(昭和二六年八月一六日、総理府令三五号)、および「審査請求の手續、並びに公正審査会の組織及び運営」(保安庁法施行令(昭和二七年七月三一日、政令三〇四号))、の諸規定の示すところである。これら前身の組織が自衛隊となつてからもこの点は同様であった。この点は、「自衛隊法第四九条第一項に規定する審査請求又は異議申立ての手續並びに公正審査会の運営に関する訓令」(自衛隊法施行令(昭和二九年六月三〇日、政令一七九号)八九条に基づく)、ならびに「公正審査会の審査手續に関する訓令」(昭和三〇年、防衛庁訓令三二二号)の示すところである。⁽¹⁾

これに対し、防衛人事審議会の職務は、二種類に区分される。すなわち、防衛人事審議会は二つの分科会に分けられる。「防衛人事審議会令」(平成二二年六月七日、政令二六一号)五条)。

第一の「公正審査分科会」は、その所掌事務を、「自衛隊法(昭和二九年法律第一六五号)第四九条第四項の規定により、審議会の権限に属せられた事項を処理すること」と定める。これが、従来の公正審査会の取り扱ってきた、自衛隊員の不服申立てに対する審査の職務に関するものである。

これに対し、

第二の「離職者就職審査分科会」は、「自衛隊法第六二条第四項及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平

成一二年法律第二二四号) 第二三条第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項並びに防衛庁と民間企業との間の人事交流に関する政令(平成一二年政令第三八八号)及び防衛庁と民間企業との間の交流基準を定める政令(平成一二年政令第三八九号) 第六条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。」をその職務と定める。まことに理解しにくい条文であるが、要するに自衛隊員と民間企業との間の人事交流に関し、不服がある者の申立につきこの分科会が審議をする、という趣旨である。

(1) 自衛隊法六二条四項の意味

ところで右の「離職者就職審査分科会」の役割を理解するにあたり、自衛隊法六二条一項、二項、三項の意味を理解しておくことが必要である。

まず、自衛隊法六二条一項は、自衛隊員の私企業からの隔離を定める。同項は、「隊員は営利を目的とする会社その他の団体の役員若しくは顧問の地位その他これに相当する地位につき、又は自ら営利企業を営んではならない。」と規定するが、これは国家公務員法一〇三条一項と同趣旨で、在職中の兼業禁止を目的とする。

また同条二項は、隊員が「離職後二年間は、営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前五年間は在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない。」とするが、これは国家公務員法一〇三条二項と同様、自衛隊員の退職後の就職につき、一定の制限を設けたものである。この一項、二項の定めによって自衛隊員が在職中、ならびに退職後、私企業等からの隔離を定め、隊員の公務遂行における品位の保持、公務遂行責務、ならびに特定の企業等との結びつきが疑われることのないように期待されている。

もっともこれらの制約も、「隊員が、内閣府令で定める基準に従」って行なわれる防衛庁「長官又はその委任を受け

た者の承認を受けた場合には「適用されず（同条三項）、隊員の、私企業との交流の道を開くことにより、公務遂行の適正化をはかる構造となっている。この点も国家公務員法一〇三条三項と同趣旨で、この場合は人事院の承認が要件とされる。

このための手続として自衛隊法は、防衛庁長官は、同法六二条二項に定める就職制限解除の承認または不承認を行なう場合には、防衛人事審議会に付議し、その議決に基づくことを必要とすると定める（同法六二条四項）。

さらにこの場合、「内閣は、毎年、遅滞なく、国会に対し、前年において長官が行なった」右承認の処分「に関し、各承認の処分ごとに、承認に係る者が離職前五年間に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁における官職、承認に係る営利を目的とする会社その他の団体の地位、承認をした理由、その他必要な事由を報告する義務を負う（同条五項）。

このように「離職者就職審査分科会」は、右の、自衛隊法六二条四項に定める、離職後の就職制限解除の承認を行なうため、防衛庁長官による付議を審議するもので、これを具体的に定めたのが、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成十一年二月二三日、法律第二二四号）である。

同法一条は、「行政運営における重要な役割を担うことが期待される職員について交流派遣をし、民間企業の実務を経験させることを通じて、効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得させ、かつ、民間企業の実情に関する理解を深めさせることにより、行政の課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るとともに、民間企業における実務の経験を通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得している者について交流採用をして職務に従事させることにより行政運営の活性化を図るため、交流派遣及び交流採用（以下「人事交流」という。）に関し必要な措置を講じ、もって公務の能率的な運営に資することを目的とする。」と定める。

同法一条は右に引用したように随分と長いものであるが、要するに、国と民間企業との間の人事交流を進めることによつて、機動的な業務遂行、必要な知識、能力を有する人材の育成、行政運営の活性化を図ることなどを目的とする。このため同法二三条一項、二項は、自衛隊員への同法の準用を定める。この結果、同法七条三項および同一九条二項の認定、同法八条二項の延長、同法一九条四項の承認の場合には、防衛人事審議会での議決が必要となる（同法二三条二項）。

これを具体的に述べると

- (一) 交流派遣の実施に関する計画が、同法の規定および交流基準に適合するものであることについて防衛庁長官（人事院を読み替え。同法二三条一項。以下同じ）が認定する場合（同法七条三項）、
- (二) 任命権者（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者をいう。「国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年十二月二十二日法律第二百二十四号）第二十三条第一項）が交流採用をしようとする時は、その実施に関する計画を記載した書類を提出して、同法の規定ならびに交流基準に適合することにつき、防衛庁長官（人事院を読み替え。）の認定を受ける場合（同法一九条二項）、
- (三) 同法八条一項が派遣期間を最長三年と定めているのを受けて、派遣先企業からの延長希望申出ある場合に、防衛庁長官（人事院を読み替え）がこれを相当と認め、かつ派遣された職員ならびに交流派遣を要請した各省各庁の長等の同意を得て、交流派遣をした日から引き続き五年を超えない範囲での延長をする場合（同法八条二項）、ならびに
- (四) 交流にかかる任期は三年を超えない範囲で任命権者が定めるが、任命権者の所掌事務の遂行上特に必要ある場合

に、防衛庁長官（人事院を読み替え）の承認を得て、交流採用をした日から引き続き五年を超えない範囲で更新する場合（同法一九条四項）、を指す。

このように、防衛人事審議会の「離職者就職審査分科会」は、右に述べた同法関係条項の定める防衛庁長官の認定、延長、ならびに承認につき審議を行ない、議決をすることをその職務とする。

(2) 防衛庁と民間企業との間の人事交流に関する政令とその基準

防衛人事審議会の議決を要する他の事例は、派遣先企業に刑事事件が生じた際の、交流派遣の継続の適否に関する判断に関する場合である。すなわち、

「防衛庁と民間企業との間の人事交流に関する政令」（平成十二年七月十九日、政令第三百八十八号）は、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律を実施に移すための政令で、人事交流をはかるための一般規則を定める。この交流の一般基準を定めたのが「防衛庁と民間企業との間の交流基準を定める政令」（平成十二年七月十九日、政令第三百八十九号）である。その六条一項は、「交流派遣の期間中に、派遣先企業又はその役員若しくは役員であった者が、当該派遣先企業の業務に係る刑事事件に関し起訴された場合又は不利益処分を受けた場合には、当該派遣先企業への交流派遣を継続することができない。ただし、長官が公務の公正性の確保に支障がないと認めるときは、この限りでない。」と定める。この規定を受けて、第二項は、「ただし書の認定を行なう場合には、防衛人事審議会に付議し、その議決に基づかなければならない。」とされている。

(1) 熊本前掲論文（『北海学園法学論集』二七卷二号）一六頁以下。

六 公正審査会と防衛人事審議会（まとめ）

このように見てくると従来の公正審査会が、自衛隊員の不服申立につき、公正審査を行なうべく、組織、委員の身分保障、職務遂行における独立性の保障、委員の選出基盤、常勤などの点において、相当な考慮が払われ、内部機関ではありながらも、少なくとも不服申立に対する行政委員会的な位置づけがなされていたといつてよいのに対し、防衛人事審議会は、自衛隊員の不服申立に対する審査機関としての位置づけを保ちながらも、審議会という名称、委員の構成、非常勤、審議会としての性格、身分保障ならびに職務の独立性に関する規定の欠除などの点で、公正審査という行政委員会的な性格が消えて、防衛庁長官の一諮問機関としての性格を基礎に審議を行ない、「議決」をすることとなった。「議決」という表現自体は、公正審査会の審査においても採用されていたところであるが、その意味あいはおのずと異なる。

このことは、防衛人事審議会が、自衛隊員の不服申立という人事に関する処分の適法性の判定機関、あるいは自衛隊員の不服申立に対する公正審査を行なう審査機関としての性格から、不服審査の対象である自衛隊員に対する処分の妥当性および交流派遣に際する禁止規定抵触の有無を審議する機関へと変化したことを意味する。

このように不服申立に対する審議を行なう機関として第一分科会は位置づけられているが、これに対して第二分科会は右に述べたように、まったく異なる性格の役割を果すことが予定されている。すなわちそれは、新しい時代の公務員に要求される民間の意識、サーヴィス、コスト感覚、職務の能率、その他、民間から学ぶ上で要請された人事交流という流れの中で、一方における私企業からの隔離を通じて、職務遂行における公正の維持と、民間との交流によって得られるメリットをどう調整するか、の適正をはかる性格を有するものというべきであろう。その是非を論ずるの

は本稿の目的ではないが、このような民間との人事交流を通じて自衛隊員の意識が変わり、自衛隊の性格そのものにも変化が生ずるとすれば、それは公務員の意識が変わり、国家公務員制度そのものに変化が生ずるのが歓迎されると同様に理解されるべきであろう。自衛隊と憲法第九条との関係をどう論ずるか、の根本問題をどう論ずるかの問題はひとまず置くとして、現存する組織としての自衛隊の、右のような変化への期待は是認ないし肯定されるべきであろう。この観点から考える場合には、第二分科会の果たす役割には一定の評価が与えられよう。

しかしこのことと第一分科会での、防衛人事審議会の役割の是認、ないし適切、妥当の問題とはおのずから別であろう。公正審査会本来の役割は、先に述べたように警察予備隊の時代から、保安隊、自衛隊へと隊員の不利益処分に対する不服申立機関として位置づけられ、処分の公正、妥当を担保する機関として一定の評価があったのである。それは少なくとも自衛隊員の、隊内外の行為に対する不利益処分が果して適正なものであるかどうかについて、まず自衛隊内部における審査機関での公正な審査を受け得る制度として位置づけられていた、と行ってよい。防衛人事審議会はその言葉のとおり人事に関する審議を司るものであるが、その「人事」の中に、自衛隊の人事交流にかかわる計画等の認定、延長、承認に関する議決と並んで、個別の自衛隊員の不利益処分をも同様に含めて考えることが妥当かどうか、大きな疑問が残ると思われる。「人事」そのものに含まれるかどうか、をいうのではない。その判断を行なう機関の権限、委員の構成、委員の身分、権限行使の保障などの著しい相違が問われているのである。